

農林水産物の生産・流通の場における食育の推進 【750（750）百万円】

対策のポイント

食料の生産から消費にわたる各段階を通じて、消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育、食や農林水産業への理解を深める活動を支援し、国民運動としての食育を展開します。

＜背景／課題＞

- ・消費者に対して、日本型食生活など健全な食生活の実践を促すとともに、食や農林水産業への理解を深めるための食育を推進する必要があります。
- ・「日本再興戦略」において、食育を国民運動として推進するため、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることを目標として食や農林水産業への理解増進を図ることとしています。
- ・平成25年12月にユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」の保全のためにも、食育の推進が重要とされています。

政策目標

- 日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（平成27年度までに27%）
- 農林漁業体験を経験した国民の割合（平成30年度までに35%）

（日本型食生活とは）

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせた食生活です。

＜主な内容＞

- 1. 消費者ニーズ対応型食育活動モデル事業** 333（333）百万円
日本型食生活の普及・実践、食や農林水産業への理解増進のため、消費者の様々なライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育メニューを関係者との連携のもと、体系的に提供するモデル的取組を支援します。
〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
- 2. 地域における日本型食生活等の普及促進** 352（352）百万円
（消費・安全対策交付金で実施）
日本型食生活などを普及する食育推進リーダーの育成や地域のネットワーク作り、地域の食文化の継承等を支援するとともに、食や農林水産業への理解を深めるため、農業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファーム等を支援します。
〔交付率：定額（1／2以内）〕
〔事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等〕
- 3. 食育活動の全国展開事業委託費** 65（65）百万円
専門家による検討委員会を設置し、消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育を提供するための市場調査を行うとともに、推進策の検証、教材の作成を行います。また、食育優良活動の表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。
〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

（関連対策）

農林漁業に関する体験活動の推進

農山漁村地域における都市住民の受入体制の整備、農林漁業体験プログラムの開発、交流農園・直売所の整備等による都市と農村の共生・対流や生産者と消費者との交流を促進し、相互の信頼関係を構築、国民の食に関する理解増進を図ります。

都市農村共生・対流総合対策交付金 2,600（2,100）百万円の内数
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 8,032（6,540）百万円の内数
補助率：定額、1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農業法人等

お問い合わせ先：

1～3の事業 消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723）
関連対策の都市農村共生・対流総合対策交付金 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）
関連対策の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 農村振興局農村整備官（03-3501-0814）

農林水産物の生産・流通の場における食育の推進

【背景と課題】

- 平成17年度に食育基本法制定
- 「食育」の認知には一定の成果を上げてきた一方で、栄養バランスに優れた日本型食生活の実践が課題
- 消費者に農林水産業の重要性を理解し、「攻めの農林水産業」のサポーターになってもらう必要
- 無形文化遺産に登録された「和食」の保全

○日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)(抜粋)

食育を国民運動として推進するため、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることを目標として食や農林水産業への理解増進を図る

○農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26年6月改訂)(抜粋)

Ⅲ施策の展開方向

学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大

【今後の取組】

- ◆ すべての世代を対象に、消費者の多様な特性・ニーズに対応した食育を推進し、国民運動としての食育を展開。
- ◆ 日本型食生活の普及と食や農林水産業への理解の一体的な推進を図るとともに、関係事業者等との連携を強化。

【食育推進施策に関する有識者による検討より】

各地における食育活動の支援

〔地域に根ざした実践的取組を支援〕

食育推進リーダーの育成

- ・食育推進リーダーの育成
- ・地域のネットワーク作り

教育ファームの推進

- ・教育ファーム等農林漁業体験の機会の提供
- ・教育ファーム促進のためのコーディネート取組

地域の食文化の継承

- ・食文化の保護・継承のための普及・啓発活動

〔消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育活動を支援〕

特性・ニーズに対応した食育の推進

- ・消費者の様々なライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育メニューを体系的に提供するモデル的取組

○消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育メニューの検討、実施に向けた推進会議の開催

○各種講習会・体験受け入れ先の調査等

○効果測定を盛り込んだ食育メニューの実施

食育活動の全国展開

特性・ニーズに対応した推進策

- ・専門家による検討委員会の設置
- ・消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育を提供するための市場調査
- ・推進策の検証

推進策の全国展開

- ・検証結果を踏まえた効果的な食育教材の作成

優良事例の顕彰・紹介

- ・優良な食育活動の農林水産大臣表彰



消費者ニーズ対応型食育活動モデル事業（拡充）

【333（333）百万円】

対策のポイント

日本型食生活の普及・実践、食や農林水産業への理解増進のため、消費者の様々なライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育メニューを関係者の連携のもと、体系的に提供するモデル的取組を支援します。

<背景／課題>

- ・消費者に対して、日本型食生活など健全な食生活の実践を促すとともに、食や農林水産業への理解を深めるための食育を推進する必要があります。
- ・「日本再興戦略」において、食育を国民運動として推進するため、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることを目標として食や農林水産業への理解増進を図ることとしています。
- ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進を図ることとしています。
- ・平成25年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保全のためにも、食育の推進が重要とされています。
- ・食育推進施策に関する有識者による検討を踏まえ、消費者各層の多様な特性・ニーズに対応した食育を推進します。

政策目標

- 日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（平成27年度までに27%）
- 農林漁業体験を経験した国民の割合（平成30年度までに35%）

（日本型食生活とは）

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせた食生活です。

<内容>

1. 事業内容

日本型食生活の普及・実践、食や農林水産業への理解増進のため、消費者の様々なライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育メニューを関係者の連携のもと、体系的に提供するモデル的取組を支援します。

- （1）消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育メニューの検討、実施に向けた推進会議の開催
- （2）各種講習会・体験受け入れ先の調査等
- （3）効果測定を盛り込んだ食育メニューの実施
 - ① 座学を中心としたプログラム
 - ② 農業や加工、調理体験などの身近な体験の機会を取り入れたプログラム
 - ③ 本格的な体験も取り入れ、繰り返し参加するなど、より高度な内容のプログラム

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 交付率 定額

4. 事業実施期間 平成25年度～27年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723）]

消費者ニーズ対応型食育活動モデル事業

日本型食生活の普及・実践、食や農林水産業への理解増進のため、消費者の様々なライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育メニューを関係者の連携のもと、体系的に提供するモデル的取組を支援

○ 消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育メニューの検討、実施に向けた推進会議の開催

○ 各種講習会・体験受け入れ先の調査等

○ 効果測定を盛り込んだ食育メニューの実施

- ①座学を中心としたプログラム
- ②農業や加工、調理体験などの身近な体験の機会を取り入れたプログラム
- ③本格的な体験も取り入れ、繰り返し参加するなど、より高度な内容のプログラム



○集まる場を使った取組

若者、会社員



ショッピングモール、コンビニ、社員食堂等と連携した取組

働く女性

カルチャースクール、観光業等と連携した取組

子育て世代

親子調理体験、親子農業体験、工場見学等

意識が高い主婦層、シルバー層

店舗を利用した情報提供、観光業と連携した食育ツアー等

一人暮らしの高齢者

デイサービス、中食関係業界等と連携した取組



補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

(NPO法人、生産者団体、事業協同組合、関係者から構成される協議会等)

「日本型食生活の普及」と「食や農林水産業への理解増進に向けた取組」を一体的に推進することで、より効果的な食育の展開を図り、国産農林水産物の需要拡大も期待

地域における日本型食生活等の普及促進（拡充）

【（消費・安全対策交付金で実施） 352（352）百万円】

対策のポイント

農林漁業に触れながら、食や農への理解を深める食育を実践する「教育ファーム」、地域の食育関係団体のネットワーク化や地域の食文化の継承等、地域に根ざした食育活動を支援し、食育を国民運動として展開します。

<背景／課題>

- ・消費者に対して、日本型食生活など健全な食生活の実践を促すとともに、食や農林水産業への理解を深めるための食育を推進する必要があります。
- ・「日本再興戦略」において、食育を国民運動として推進するため、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることを目標として食や農林水産業への理解増進を図ることとしています。
- ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進を図ることとしています。
- ・平成25年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保全のためにも、食育の推進が重要とされています。
- ・食育推進施策に関する有識者による検討を踏まえ、消費者各層の多様な特性・ニーズに対応した食育を推進します。

政策目標

- 日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（平成27年度までに27%）
- 農林漁業体験を経験した国民の割合（平成30年度までに35%）

（日本型食生活とは）

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせた食生活です。

<内容>

1. 事業内容

日本型食生活などを普及する食育推進リーダーの育成及び地域のネットワーク作り並びに地域の食文化の継承等を支援するとともに、食や農林水産業への理解を深めるため、生産の場において農業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファーム等を支援します。

【支援の対象となる活動の例】

- ・「日本型食生活」の普及・実践等をテーマにした食育総合展示等の開催
- ・地域における食育ボランティアの活動をコーディネートする食育推進リーダーの育成及び活動
- ・地域で食育に取り組む団体のネットワークの整備、活動事例の収集、情報提供
- ・食文化の保護・継承のための普及・啓発活動、食体験の推進等
- ・農林漁業者等による食育活動である教育ファーム等（注）
- ・教育ファーム等促進のため、農林漁業者と参加者の間をコーディネートする取組

（注）農地中間管理機構が管理する農地を活用する場合も含む

2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

3. 交付率 定額（1／2以内）

4. 事業実施期間 平成18年度～31年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723）]

食育活動の全国展開事業委託費（継続）

【65（65）百万円】

対策のポイント

専門家による検討委員会を設置し、消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育を提供するための市場調査を行うとともに、推進策の検証、教材の作成を行います。また、食育優良活動の表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。

<背景／課題>

- ・消費者に対して、日本型食生活など健全な食生活の実践を促すとともに、食や農林水産業への理解を深めるための食育を推進する必要があります。
- ・「日本再興戦略」において、食育を国民運動として推進するため、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることを目標として食や農林水産業への理解増進を図ることとしています。
- ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進を図ることとしています。
- ・平成25年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保全のためにも、食育の推進が重要とされています。
- ・食育推進施策に関する有識者による検討を踏まえ、消費者各層の多様な特性・ニーズに対応した食育を推進します。

政策目標

- 日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（平成27年度までに27%）
- 農林漁業体験を経験した国民の割合（平成30年度までに35%）

（日本型食生活とは）

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせた食生活です。

<内容>

1. 事業内容

専門家による検討委員会を設置し、消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育を提供するための市場調査を行うとともに、推進策の検証、教材の作成を行います。また、食育優良活動の表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成25年度～27年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723）]